

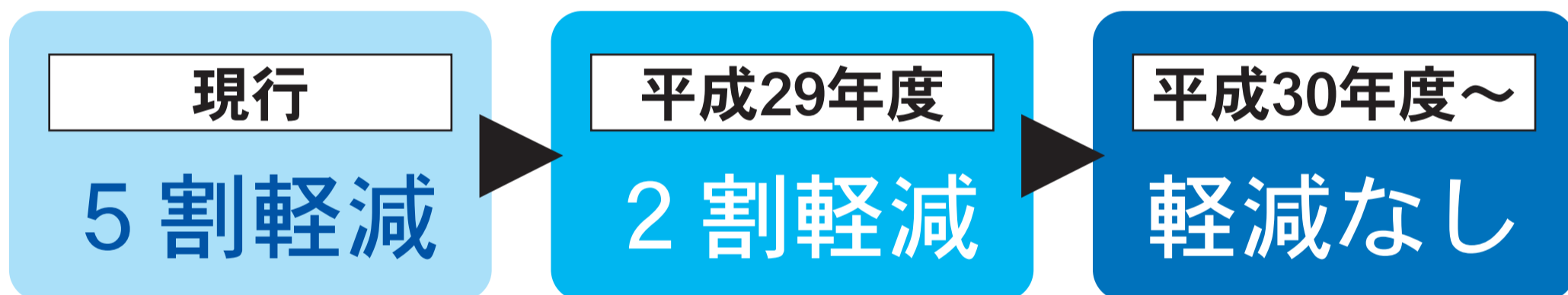
後期高齢者医療制度 保険料軽減特例について

平成29年度から所得割軽減特例と元被扶養者に対する均等割特例が縮小・廃止されます。

★窓口負担金の変更はありません★

所得割軽減特例

所得金額が58万円以下（年金収入のみの場合211万円以下）の方に対する所得割の軽減措置について



元被扶養者に対する均等割軽減特例

後期高齢者医療制度加入の前日まで国保・国保組合以外の健康保険だった被扶養者の均等割軽減特例について



★低所得者に対する均等割り部分の軽減（9割、8.5割、5割、2割）に変更はありません。

お問い合わせは、お住まいの市町村窓口（後期高齢者医療制度担当）まで